

■ たばこの煙

たばこの煙は大きく分けて、喫煙者自身が吸い込む「主流煙」と、たばこの先端から発生する「副流煙」に分類されます。主流煙には粒子成分が4,300種類、ガス成分が1,000種類、合わせて5,300種類の化学物質が含まれており、発がん性があると報告されている物質も約70種類存在しています。副流煙の化学成分は主流煙とほぼ同じですが、その分量は非常に多いことが知られています。

■ 喫煙による健康被害

喫煙による健康影響は、主流煙を吸い込む能動喫煙によるものと、主に副流煙を吸い込む受動喫煙によるものに分けられます。いずれの場合も、のどや肺に到達した有害物質が血液を通じて全身に運ばれ、がんや脳卒中等の健康被害を引き起こします。

厚生労働省の推計では、国内で年間12～13万人が、能動喫煙が原因で命を落としており、受動喫煙が原因での死亡は年間1万5千人とされています。このように、たばこの煙は、喫煙者本人だけでなく、受動喫煙により周囲の人の健康にも害を与えていることが分かっています。

■ 受動喫煙防止の取組み

健康増進法第25条では、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定められています。

千葉県喫煙環境表示ステッカー



■ たばこに関するアンケート

昨年10月に野田市保健センターで行われた「野田市健康づくりフェスティバル」において、野田健康福祉センターでは、当センターのコーナーを訪れた子ども達を対象に、たばこに関するアンケートを行いました。「たばこの煙を無くして欲しい場所」として、「ごはんを食べるお店」「自分や友達の家」「買い物をするお店」「遊ぶ場所」の中から、子ども達に選んでもらったところ、「ごはんを食べるお店」が137票中82票と最多でした。

■ 喫煙環境表示ステッカーの取組み

県では、喫煙環境表示ステッカーを作成し、県内の飲食店やレジャー施設などに掲示をお願いする事業を行っています。このステッカーは県の健康福祉センターの窓口で配布等しています。

お店に入る際には、このような表示を参考にし、たばこの煙を吸わないように気をつけましょう。

食中毒に気を付けましょう！

■ つけない！

- ・肉や魚などをさわった後に、手洗いを行いましょう。
- ・野菜や果物もよく洗いましょう。

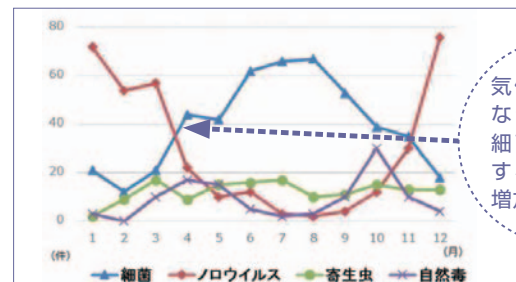
■ 増やさない！

- ・調理後はなるべく早く食べましょう。
- ・調理加工中は食品は室内で長時間放置せず、冷蔵庫に保管しましょう。

■ やっつける！

- ・肉料理は中心部までよく加熱しましょう。
- ・調理器具は洗浄した後、熱湯や塩素剤等で消毒しましょう。

平成28年 原因物質別食中毒発生件数 (全国)



気候が暖かくなってくると、細菌を原因とする食中毒が増加します。

食中毒統計資料 (厚生労働省)